



目 次

告 示	ページ
◎告示（地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（行政管理課） （4・1 掲示）	1
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（2件） （ " " ） （ " " ）	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（治山林道課）	1
○道路の供用開始（道 路 課）	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（2件） （公園下水道課）	1
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課） （3・30掲示）	2
○土地改良区の役員の就退任（2件）（農業基盤課）	2
○土地改良区の解散の認可（ " " ）	2
○県営土地改良事業の計画の変更（ " " ）	2
○換地計画の適否決定（四万十市）（ " " ）	2

告 示

高知県告示第264号

平成22年4月高知県告示第223号（地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 中「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第16条」を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107

号）第16条並びに児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による改正後の児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条」に改める。

高知県告示第265号

平成22年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 中「同法第6条の」を「同法第6条並びに児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による改正後の児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項の規定によって読み替えられる同法第7条の」に改める。

高知県告示第266号

平成22年4月高知県告示第225号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 中「同法第6条の」を「同法第6条並びに児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による改正後の児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項の規定によって読み替えられる同法第7条の」に改める。

高知県告示第267号

平成24年3月高知県告示第156号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1) 登記簿記載の住所  
東京都杉並区南荻窪一丁目26番19号

(2) 氏名  
五藤 正紀

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年6月農林水産省告示第945号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 興津窪川
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町興津字呉石410番1から 高岡郡四万十町興津字呉石409番1まで	55	平成24年4月10日

高知県告示第269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称  
四万十市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和51年2月高知県告示第117号中村都市計画下水道事業（中村公共下水道）
- 3 事業施行期間  
昭和51年2月27日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
平成18年3月高知県告示第201号の事業地に四万十市中村字中山、字頓喜庵、字山本屋敷、字畑ノ下及び字桶場ノ沖を加え、四万十市中村字大谷、字葛城山及び字西屋敷地内において事業地を変更する。

高知県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称  
越知町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和59年3月高知県告示第159号越知都市計画下水道事業(越知町公共下水道事業)
- 3 事業施行期間  
昭和59年3月27日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

高知県告示第271号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。  
平成24年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市 町西野字タ ノ丸	29番6	6.15	23.28	
	38番13	6.00	2.88	
		6.15		
		6.00	11.60	
		7.00	15.76	

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年3月30日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年3月30日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所	定款に記載された目的

			の所在 地	
平成24 年3月 30日	特定非 営利活 動法人 後楽燕	楠瀬 博 三	高知市 潮見台 二丁目 102番 地	この法人は、高齢者福祉の向上のために、高齢者、要介護者に対して、老人介護に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、香北町太郎丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	武内 高信	香美市香北町太郎丸 96-2
〃	武内喜代子	〃 〃 〃 368-1
〃	北村 芳雄	〃 〃 〃 545
〃	今田 正博	〃 〃 〃 701
〃	武内 則清	〃 〃 〃 202-2
監事	武内 昭道	〃 〃 〃 181
〃	五百蔵正道	〃 〃 〃 482
(就任)		
理事	武内 高信	香美市香北町太郎丸 96-2
〃	武内喜代子	〃 〃 〃 368-1
〃	北村 芳雄	〃 〃 〃 545
〃	今田 正博	〃 〃 〃 701
〃	武内 則清	〃 〃 〃 202-2
監事	北村 忠一	〃 〃 〃 522-1
〃	五百蔵正道	〃 〃 〃 482

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新改中部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	大塚 幸一	香美市土佐山田町新改323-ロ

(就任)  
理事 大塚 茂夫 香美市土佐山田町新改323-ロ

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、香北町太郎丸土地改良区の解散を平成24年3月27日に認可した。

平成24年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業(西土佐地区ほ場整備事業(区画整理))の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年4月10日から同年5月11日まで
- 3 縦覧場所  
四万十市西土佐総合支所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、四万十市の行う西土佐中央地区(津野川換地区)の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
(1) 換地計画書の写し  
(2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間  
平成24年4月10日から同年5月11日まで
- 3 縦覧場所  
四万十市西土佐総合支所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了

後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。